	インターネット附随サービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運営業	ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業に限る
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	
		4013	インターネット利用サポート業	※
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［削る。］

※　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※において同じ。）に属する事業以外にあっては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社若しくは当該親会社の同条第三号に規定する子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。）から委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）を除く。

備考　この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
［略］	［略］	［略］	［略］	

	インターネット附随サービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運営業	ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業に限る
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	
		4013	インターネット利用サポート業	※２
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

※１　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※１及び※２において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※１及び※２において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※２において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※１及び※２において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。

※２　対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※２において同じ。）に属する事業以外にあつては、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）を除く。

備考　この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
［略］	［略］	［略］	［略］	